



2019年12月19日

各 位

会 社 名	株式会社創通
代表者名	代表取締役社長 難波 秀行 (コード：3711、JASDAQ)
問合せ先	取締役 管理本部長 根本 義紀 (TEL. 03-6386-0311)

### 株式の併合、単元株式数の定め廃止、定款一部変更及び臨時株主総会の招集に関するお知らせ

当社は、2019年12月19日開催の取締役会において、当社の普通株式（以下「当社普通株式」といいます。）の併合（以下「本株式併合」といいます。）及び本株式併合の効力発生を条件とした単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更について、当社の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、当社普通株式は、上記手続の過程において、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の上場廃止基準に該当することとなり、2020年1月27日から同年2月26日まで整理銘柄に指定された後、同年2月27日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所JASDAQスタンダード市場（以下「JASDAQスタンダード市場」といいます。）において取引をすることはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

#### 記

#### I. 本株式併合について

##### 1. 本株式併合の目的及び理由

2019年10月9日付で当社が公表いたしました「株式会社バンダイナムコホールディングスによる当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「2019年10月9日付当社プレスリリース」といいます。）にてお知らせいたしましたとおり、株式会社バンダイナムコホールディングス（以下「バンダイナムコ」といいます。）は、2019年10月9日に、当社普通株式の全て（ただし、バンダイナムコが所有する当社普通株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得することにより、当社をバンダイナムコの完全子会社とするための、当社普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を含む一連の取引（以下「本取引」といいます。）を実施することを決定いたしました。

そして、2019年11月26日付当社プレスリリース「株式会社バンダイナムコホールディングスによる当社株式に対する公開買付けの結果並びに親会社及び主要株主である筆頭株主の異動に関するお知らせ」（以下「2019年11月26日付当社プレスリリース」といいます。）にてお知らせいたしましたとおり、バンダイナムコは、2019年10月10日から2019年11月25日まで本公開買付けを行い、その結果、当社普通株式8,683,500株の応募があったため、2019年12月2日をもって、当社普通株式12,023,500株（議決権所有割合（注）：82.05%）を保有するに至りました。

（注）議決権所有割合は、当社が2019年10月9日に公表した「2019年8月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された2019年8月31日現在の当社の発行済株式総数（15,000,000株）から、同日現在の当社が所有する自己株式数（345,745株）を控除した株式数（14,654,255株）に係る議決権の数（146,542個）を分母として計算し、小数点以下第三位を四捨五入しております。以下同じです。

2019年10月9日付当社プレスリリースにてお知らせいたしましたとおり、当社は、2019年7月中旬にバンダイナムコからの本取引の提案を受けたことを契機として、下記「3. 本株式併合に係る端数処理により株式に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「②当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」及び「③当社における独立した法律事務所からの助言」に記載のとおり、本公開買付けに係る当社普通株式の買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）の妥当性及び本取引に係る手続の公正性その他本公開買付けを含む本取引の公正性を担保すべく、バンダイナムコ及び当社から独立した、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として株式会社AGSコンサルティング（以下「AGS」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとしてTMI 総合法律事務所（以下「TMI」といいます。）を選任するとともに、第三者算定機関であるAGSに対し、当社普通株式の株式価値算定の提出を依頼し、さらに、当社は、本取引に関する提案を検討するために、特別委員会（当該特別委員会の構成及び具体的な活動内容等については、下記「3. 本株式併合に係る端数処理により株式に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「④当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。）を設置いたしました。そして、当社は、バンダイナムコとの間において、バンダイナムコグループとの連携強化による当社事業の強化や経営の合理化といった両社の企業価値の向上を目的とした諸施策及び本取引の目的、本取引後の経営体制・方針、本取引の諸条件等について、2019年7月中旬以降、複数回に亘り協議・検討を重ねてまいりました。

また、当社は、リーガル・アドバイザーであるTMIから、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点等について法的助言を受けるとともに、特別委員会から2019年10月8日付で答申書（以下「本答申書」といいます。）の提出を受けました（本答申書の概要については、下記「3. 本株式併合に係る端数処理により株式に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「④当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。）。その上で、当社は、リーガル・アドバイザーであるTMIから受けた法的助言並びに第三者算定機関であるAGSから2019年10月8日付で取得した当社普通株式に係る株式価値算定書（以下「当社普通株式価値算定書」といいます。）の内容を踏まえた上で、特別委員会から提出された本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引に関する諸条件について、本取引により当社の企業価値の向上を図ることができるか、本取引における本公開買付価格その他の条件は妥当なものか等の観点から慎重に協議・検討を行ってまいりました。

その結果、当社は、本取引が実行された場合には、バンダイナムコグループとの連携強化が図られることにより、以下のようなシナジーを実現できると認識しております。

(i) グループ経営戦略による意思決定の一元化・迅速化による当社の成長の加速

当社は、当社事業の主力IPである「機動戦士ガンダム」を中心に、従来より、バンダイナムコグループとの間で、例えば、「機動戦士ガンダム」に関連するIPであれば、商品化権やイベント開催等に関する案件については当社が、映像や出版等に関する案件についてはバンダイナムコグループが担当し、それらが交錯する案件についてはそれぞれが具体的に担当する

業務範囲をその都度協議するといった方法で連携をしながら、事業運営を行ってまいりました。もっとも、エンターテインメント業界における市場環境の変化及び当社の中期的事業方針を踏まえると、これまで当社及びバンダイナムコグループに分かれて担当していた上記各分野が、国内外を問わず、一層複雑に交錯する案件が増加し、かかる案件に対してスピーディーかつ綿密な検討の上で対応することが課題になると想定しております。かかる状況下、本取引によって、当社がバンダイナムコの完全子会社となることで、「機動戦士ガンダム」に関連する事業はもちろん、それ以外のエンターテインメント事業も含め、一体的に対応することで、グループ全体としてより統一かつ迅速な戦略的意思決定を実現することができ、当社が直面する課題に対応し、当社の成長を加速させることができ、結果として当社の中長期的な企業価値向上に資するものと考えております。

(ii) バンダイナムコグループの経営資源を活用した海外展開、案件規模の拡大等

当社においては、「海外市場の開拓」を今後の中期的な経営戦略としており、また近時、「機動戦士ガンダム」に関連する事業を中心に、個々の案件の投資金額の規模が従来よりも大きくなる傾向にあり、これらへの対応が求められているところ、いずれの課題についても、当社の現在の人的・物的な経営リソースその他事業規模等を前提とすると、当社の独力で対処するには、一定の限界があると認識しております。そのため、当社としては、かかる状況を打開し、さらなる成長を遂げるべく、本取引によって、バンダイナムコグループに加わり、バンダイナムコグループから新たに経営資源の投入等を受けることで、海外展開及び案件規模の拡大に対応することが可能となると考えております。また、当社においては、中核となるアニメーション事業において、「機動戦士ガンダム」シリーズだけでなく、それ以外の新規IPを創出することで、事業運営を拡大していくことを中期的な経営戦略と位置付けているところ、この点についても、本取引を経て、バンダイナムコグループのもつアニメプロデュースに関するノウハウや経営資源を利用することで、新規IPの創出を加速させ、ヒットコンテンツを生み出す確度を高めることができると考えております。

上記各種施策を実施するに際しては、当社において、「機動戦士ガンダム」のグローバル展開、製作委員会への出資その他の新規IPの創出等に伴う新規設備投資が必要になること等による一時的な収益の悪化等、安定的な収益向上を求める当社の既存株主の皆様への期待に沿えない可能性や短期的には資本市場から十分な評価が得られないことによる株価の不安定化のリスクを伴うところ、このようなリスクを当社の少数株主の皆様へ負担させることは必ずしも適切ではないと考えております。

かかる理由から、2019年10月9日、当社は、両社が掲げる経営理念及び事業方針の親和性に加え、対象者が「IP創出における競争激化」、「顧客ニーズの多様化」、「環境変化の激化」、「グローバル規模での競争激化」等の厳しい環境にあるエンターテインメント業界の中を勝ち抜いていくためには、本取引により当社がバンダイナムコの完全子会社になり、バンダイナムコグループとのさらなる連携強化を図ることが、当社の中長期的な企業価値の向上が見込まれる最善の選択であるとの結論に至りました。

また、(a)本公開買付価格が当社普通株式価値算定書に基づく算定結果のうち、市場株価法及び類似会社比較法による算定結果の範囲を上回っており、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下D

CF法」といいます。)に基づく算定結果のレンジの範囲内にあること、(b)本公開買付けの公表日の前営業日である2019年10月8日の当社普通株式のJASDAQスタンダード市場における終値1,865円に対して66.22%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するプレミアムの数値(%)において同様とします。)、2019年10月8日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値1,862円(小数点以下を四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同様とします。)に対して66.49%、2019年10月8日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値1,905円に対して62.73%、2019年10月8日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値1,954円に対して58.65%のプレミアムをそれぞれ加えた金額であること、(c)下記「3.本株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(4)公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が採られており、少数株主の利益への配慮がなされていると認められること、(d)上記公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が採られた上で、当社とバンダイナムコの間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が行われ、より具体的にはAGSによる当社普通株式の株式価値に係る算定結果の内容や特別委員会との協議等を踏まえながら、真摯かつ継続的に協議・交渉が行われた結果として提案された価格であること等を踏まえ、2019年10月9日、本取引は、当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

以上より、当社は、2019年10月9日開催の取締役会において、本公開買付けに関して賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。決議方法の詳細等については、下記「3.本株式併合に係る端数処理により株式に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(4)公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「⑤当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議のない旨の意見」をご参照ください。

その後、上記のとおり、本公開買付けが成立いたしました。バンダイナムコは、本公開買付けにより当社普通株式の全て(ただし、バンダイナムコが所有する当社普通株式及び当社が所有する自己株式を除きます。)を取得することができず、また、当社の総株主の議決権の90%以上を所有するに至らなかったことから、当社は、バンダイナムコの要請を受け、2019年10月9日付当社プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、2019年12月19日開催の取締役会において、本臨時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、当社の株主をバンダイナムコのみとし、当社をバンダイナムコの完全子会社とするために、下記「2.本株式併合の要旨」の「(2)本株式併合の内容」の「②併合比率」に記載のとおり、当社普通株式2,500,000株を1株に併合する本株式併合を本臨時株主総会に付議することを決議いたしました。

なお、本株式併合により、バンダイナムコ以外の株主の皆様が保有する当社普通株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

## 2. 本株式併合の要旨

### (1) 本株式併合の日程

① 本臨時株主総会基準日公告日	2019年11月15日(金曜日)
② 本臨時株主総会基準日	2019年12月3日(火曜日)
③ 取締役会決議日	2019年12月19日(木曜日)
④ 本臨時株主総会開催日	2020年1月27日(月曜日)

⑤ 整理銘柄指定日	2020年1月27日（月曜日） ～2020年2月26日（水曜日）（予定）
⑥ 当社普通株式の最終売買日	2020年2月26日（水曜日）（予定）
⑦ 当社普通株式の上場廃止日	2020年2月27日（木曜日）（予定）
⑧ 本株式併合の効力発生日	2020年3月1日（日曜日）（予定）

(2) 本株式併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合比率

2020年3月1日（予定）をもって、2020年2月29日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様が所有する当社普通株式2,500,000株を1株に併合いたします。

③ 減少する発行済株式総数

14,999,996株

④ 効力発生前における発行済株式総数

14,654,151株

（注）効力発生前における発行済株式総数は、当社が2019年10月9日に公表した「2019年8月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」に記載された2019年8月31日現在の当社の発行済株式総数（15,000,000株）から、当社が2019年12月19日開催の取締役会において、2020年2月29日付で消却する予定の2019年12月19日現在当社が保有する自己株式（345,849株）を除いた株式数です。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数

4株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数

16株

⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法及び当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

上記「1. 本株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、本株式併合により、バンダイナムコ以外の株主の皆様が所有する当社普通株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（合計数に1株に満たない端数がある場合にあつては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様へ交付します。当該売却について、当社は、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得てバンダイナムコに売却し、又は会社法第235条第2項の準用する同法第234条第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得て当社が買い取ることを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、株主の皆様が所有する当社普通株式の数に本公開買付価格と同額である3,100円を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様へ交付できるような価格に設定する予定です。

3. 本株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等

(1) 端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠及び理由

① 親会社等がある場合に親会社等以外の株主の利益を害さないように留意した事項

本公開買付けの公表日において、当社はバンダイナムコの連結子会社ではなく、本公開買付けは支配株主による従属会社の買収には該当しません。もっとも、本公開買付けの公表日において、(i) バンダイナムコは、当社普通株式を3,340,000株(所有割合:22.79%)所有することにより、当社を持分法適用関連会社としていること、及び(ii)本応募契約(本公開買付けに応募することを内容とする応募契約をいいます。本応募契約の詳細については、2019年10月9日付当社プレスリリースの「4. バンダイナムコと当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項」をご参照ください。以下同じです。)を締結している応募予定株主(当社の創業者であり、当社の主要株主である筆頭株主の那須雄治氏、及び那須雄治氏の資産管理会社であり、当社の主要株主である第3位株主のナスコ株式会社をいいます。以下同じです。)の所有割合の合計が49.20%であることを考慮し、バンダイナムコ及び当社は、本公開買付け価格の公正性を担保しつつ、本公開買付け及び本株式併合を含む本取引の実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性を排除し、本取引の公正性を担保する観点から、下記「(4)公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の各措置を実施いたしました。

② 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法及び当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項

本株式併合においては、上記「2. 本株式併合の要旨」の「(2) 本株式併合の内容」の「⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法及び当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額」に記載のとおり、株主の皆様が所有する当社普通株式の数に本公開買付け価格と同額である3,100円を乗じた額を、株主の皆様へ交付することを予定しております。

本公開買付け価格につきましては、2019年10月9日付当社プレスリリースに記載のとおり、(a)本公開買付け価格が当社普通株式価値算定書に基づく算定結果のうち、市場株価及び類似会社比較法による算定結果の範囲を上回っており、DCF法に基づく算定結果のレンジの範囲内にあること、(b)本公開買付けの公表日の前営業日である2019年10月8日の当社普通株式のJASDAQスタンダード市場における終値1,865円に対して66.22%、2019年10月8日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値1,862円に対して66.49%、2019年10月8日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値1,905円に対して62.73%、2019年10月8日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値1,954円に対して58.65%のプレミアムをそれぞれ加えた金額であること、(c)下記「(4)公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が採られており、少数株主の利益への配慮がなされていると認められること、(d)当該公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置が採られた上で、当社とバンダイナムコの間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が行われ、より具体的にはAGSによる当社普通株式の株式価値に係る算定結果の内容や特別委員会との協議等を踏まえながら、真摯かつ継続的に協議・交渉が行われた結果として提案された価格であること等を踏まえ、2019年10月9日、本取引は、当社の株主の皆様に対して合理的な株式売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

以上より、当社は、2019年10月9日開催の取締役会において、本公開買付けに関して賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議した後、2019年12月19日に至るまでに、本公開買付け価格の算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じていないことを確認しております。決議方法の詳細等については、下記「(4)公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「⑤ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議のない旨の意見」をご参照ください。

以上より、当社は、端数処理の方法及び端数処理により株主の皆様へ交付されることが見込まれる金銭の額については、相当であると判断しております。

③ 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

(i) 本公開買付け

上記「1. 本株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、バンダイナムコは、2019年10月10日から2019年11月25日まで当社普通株式に対する本公開買付けを行い、その結果、バンダイナムコは、2019年12月2日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、当社普通株式12,023,500株を保有するに至りました。

(ii) 自己株式の消却

当社は、2019年12月19日開催の取締役会において、2020年2月29日付で当社が保有する自己株式の全部（2019年12月19日現在において345,849株）を消却することを決議いたしました。なお、当該自己株式の消却は、本臨時株主総会において、本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件としており、消却後の当社の発行済株式総数は、14,654,151株となります。

(2) 算定に関する事項

当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、当社及びバンダイナムコから独立した第三者算定機関として、ファイナンシャル・アドバイザーであるAGSに対し、当社普通株式の株式価値の算定を依頼し、2019年10月8日付で当社普通株式価値算定書を取得いたしました。なお、AGSは当社及びバンダイナムコの関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。また、当社は、AGSから本公開買付け価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得しておりません。

AGSは、複数の株式価値算定手法の中から当社普通株式の株式価値算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、当社が継続企業であるとの前提の下、当社普通株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、当社普通株式の市場株価の動向を勘案した市場株価法、当社と比較可能な上場会社が複数存在し、類似会社比較による当社普通株式の株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法、及び当社の業績の内容や予想等を勘案したDCF法を算定方法として用いて、当社普通株式の株式価値を算定しました。AGSによれば、採用した手法及び当該手法に基づいて算定された当社普通株式の1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価法	: 1,862円～1,954円
類似会社比較法	: 2,518円～2,770円
DCF法	: 2,967円～3,247円

市場株価法においては、2019年10月8日を基準日として、JASDAQスタンダード市場における当社普通株式の直近1ヶ月の終値単純平均値1,862円、直近3ヶ月の終値単純平均値1,905円、直近6ヶ月の終値単純平均値1,954円を基に、当社普通株式の1株当たりの株式価値の範囲を1,862円から1,954円までと分析しております。

類似会社比較法では、当社と比較的類似する事業を営む上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて当社普通株式の株式価値を計算し、当社普通株式の1株当たりの株式価値の範囲を2,518円から2,770円までと算定しております。

DCF法では、当社が作成した2019年8月期から2022年8月期までの事業計画、一般に公開され

た情報等の諸要素を前提として、当社が2019年8月期第4四半期以降生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を計算し、当社普通株式の1株当たりの株式価値の範囲を2,967円から3,247円までと算定しております。AGSがDCF法による算定に用いた当社作成の事業計画においては、大幅な増減益を見込んでおりません。また、本取引実行により実現することが期待されるシナジー効果については、本公開買付け公表時点において、見積もることが困難であったため、当該事業計画は、本取引の実行を前提としたものではありません。

なお、本株式併合は、本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続として行われるものであり、本株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭は、本公開買付けに係る当社普通株式の買付け等の価格とそれぞれ同一価格であることから、当社は、本株式併合に係る承認を行うことを決定する際に改めて算定書を取得しておりません。

### (3) 上場廃止となる見込み

当社普通株式は、本日現在、JASDAQスタンダード市場に上場されていますが、本株式併合により、当社普通株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に該当することになり、2010年1月27日から2020年2月26日まで整理銘柄に指定された後、同月27日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社普通株式をJASDAQスタンダード市場において取引することはできなくなります。

#### ① 上場廃止を目的とする理由

上記「1. 本株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、当社は、上記「1. 本株式併合の目的及び理由」に記載の期待シナジーを実現するため、(i) 統一的かつ迅速な意思決定に基づき連携した事業展開の実現が必要であり、(ii) 各種施策を実施するに際しては、その事業収益化までには長期間を要することに加え、一時的な収益悪化が生じうるところ、かかる不利益を株主の皆様へ負担させることは適切ではないとの考えのもと、当社を非上場化することが必要不可欠であると判断したためであります。

#### ② 少数株主への影響及びそれに対する考え方

下記「(4) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「③ 当社における特別委員会の設置」に記載のとおり、当社は、特別委員会に対し、本取引がバンダイナムコ以外の当社の少数株主にとって不利益なものでないかを検討し、当社取締役会に意見を述べることを諮問いたしました。当社は、2019年10月8日付で、特別委員会より、本取引は当社の少数株主にとって不利益ではないと考えられる旨を内容とする答申書を入手しております。

### (4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

本株式併合は本公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続として行われるものであるところ、2019年10月9日付当社プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(6) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、バンダイナムコ及び当社は、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保する観点から、以下のような措置を実施いたしました。

#### ① バンダイナムコにおける独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

バンダイナムコは、本公開買付け価格の公正性を担保するため、本公開買付け価格を決定するにあたり、バンダイナムコ及び当社から独立した第三者算定機関として、ファイナンシャル・アドバイザーであるPwCアドバイザリー合同会社（以下「PwC」といいます。）に対して、当社普通株式の株式価値の算定を依頼したとのことです。なお、PwCはバンダイナムコ及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していないとのことです。

PwCは、本公開買付けにおける算定手法を検討した結果、当社が継続企業であるとの前提の

下、当社の財務状況、当社普通株式の市場株価の動向等について検討を行った上で、多面的に評価することが適切であると考え、当社普通株式について市場株価が存在することから市場株価基準方式を、上場類似会社との比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比準方式を、また、将来の事業活動の状況を株式価値算定に反映するためにディスカунテッド・キャッシュ・フロー方式（以下、本項において「DCF方式」といいます。）を用いて当社普通株式の株式価値の算定を行い、バンダイナムコは2019年10月8日付でPwCから株式価値算定書（以下「バンダイナムコ算定書」といいます。）を取得したとのことです。なお、バンダイナムコはPwCから本公開買付価格の妥当性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

PwCによる当社普通株式の1株当たりの株式価値の算定結果は以下のとおりとのことです。

市場株価基準方式	1,860円～1,962円
類似会社比準方式	2,675円～3,033円
DCF方式	2,792円～3,154円

市場株価基準方式では、2019年10月8日を基準日として、JASDAQスタンダード市場における当社普通株式の基準日終値1,865円、並びに算定基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間における株価終値平均値（1ヶ月間：1,862円、3ヶ月間：1,905円、6ヶ月間：1,954円（小数点以下四捨五入。本項において以下出来高加重平均値、終値単純平均値の計算について同じです。）、及び出来高加重平均値（1ヶ月間：1,860円、3ヶ月間：1,923円、6ヶ月間：1,962円）を分析した上で、当社普通株式の1株当たりの株式価値の範囲を、1,860円から1,962円までと算定しているとのことです。

類似会社比準方式では、当社と比較的類似する事業を営む上場会社の市場価値や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、当社普通株式の株式価値を算定し、当社普通株式の1株当たり株式価値の範囲を、2,675円から3,033円までと算定しているとのことです。

DCF方式では、当社が作成した2019年8月期着地見込及び2020年8月期から2022年8月期までの事業計画、当社へのインタビュー、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した当社の収益予想に基づき、当社が2019年8月期第4四半期以降、将来創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割引いて当社の企業価値を分析し、当社普通株式1株当たりの株式価値の範囲を、2,792円から3,154円までと算定しているとのことです。なお、上記DCF方式の前提とした当社の事業計画においては、大幅な増減益が見込まれている事業年度はありません。また、本取引の実行において実現することが見込まれるシナジー効果については、当該算定時点において収益に与える影響を具体的に見積もることが困難であったため、反映していないとのことです。

バンダイナムコは、PwCから取得したバンダイナムコ算定書の算定結果に加え、2019年8月上旬から同年9月中旬にかけてバンダイナムコにおいて実施した当社に対するデュー・ディリジェンスの結果、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付け（持分法適用関連会社の完全子会社化）の事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、当社の取締役会における本公開買付けへの賛同の可否、当社普通株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、当社との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に2019年10月9日開催の取締役会の決議によって、本公開買付価格を1株当たり3,100円と決定したとのことです。

なお、本公開買付価格である1株当たり3,100円は、本公開買付けの公表日の前営業日である2019年10月8日のJASDAQスタンダード市場における当社普通株式の終値1,865円に対して66.22%（小数点以下第三位を四捨五入。本項において以下プレミアムの数値（%）について同じ

であるとのことです。)、2019年10月8日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値1,862円に対して66.49%、2019年10月8日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値1,905円に対して62.73%、2019年10月8日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値1,954円に対して58.65%のプレミアムをそれぞれ加えた価格とのことです。

なお、バンダイナムコは、当社の創業者株主である那須雄治氏が所有していた当社普通株式500,000株を、市場外取引により、1株当たり2,350円で2016年10月に取得しているとのことです。この際の取得価格は、当社普通株式の株価(1株当たり2,200円、2016年10月11日のJASDAQスタンダード市場における当社普通株式の終値)を基準として創業者株主との交渉の結果、決定されたものとのことです。本公開買付価格(3,100円)と当該取得価格(2,350円)の間には750円の差異が生じておりますが、これは、当社普通株式の株価が当時に比べ下落しているものの、本公開買付価格が当該株価に対してプレミアムを付していることにより生じたものとのことです。

② 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

上記「(2) 算定に関する事項」に記載のとおり、当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、バンダイナムコから提示された本公開買付価格に対する意思決定の過程における公正性を担保するために、当社及びバンダイナムコから独立した第三者算定機関として、ファイナンシャル・アドバイザーであるAGSに対して、当社普通株式の株式価値の算定を依頼し、2019年10月8日付で、当社普通株式価値算定書を取得いたしました。なお、AGSは、当社及びバンダイナムコの関連当事者には該当せず、本取引に関して重要な利害関係を有しておりません。また、当社は、AGSから本公開買付価格の公正性に関する意見(フェアネス・オピニオン)は取得しておりません。当社がAGSから取得した当社の株式価値に関する当社普通株式価値算定書の概要については、上記「(2) 算定に関する事項」をご参照ください。

③ 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、リーガル・アドバイザーとして、TMIを選定し、同事務所より、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点等について、法的助言を受けております。なお、TMIは、当社及びバンダイナムコから独立しており、当社及びバンダイナムコとの間に重要な利害関係を有しておりません。

④ 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得

当社は、(i)バンダイナムコが、本公開買付けの公表日において、当社普通株式を3,340,000株(議決権所有割合:22.79%)所有することにより、当社を持分法適用関連会社としていること、及び(ii)本応募契約を締結している応募予定株主の議決権所有割合の合計が、本公開買付けの公表日において、49.20%であることを考慮し、本公開買付価格の公正性を担保し利益相反を回避する観点から、2019年8月上旬、当社及びバンダイナムコから独立性の高い、外部の有識者である中嶋克久氏(公認会計士、株式会社M&Aコンソーシアム所属)、鈴木健太郎氏(弁護士、柴田・鈴木・中田法律事務所所属)、水野勝文氏(当社社外監査役)の3名から構成される特別委員会を設置いたしました。なお、特別委員会の委員は設置当初から変更しておりません。

当社は、当該特別委員会に対し、当社が表明すべき意見の内容を検討する前提として、(a)本取引の目的が正当性を有するか、(b)本取引に係る交渉過程の手続の公正性が確保されているか、(c)本取引により当社の少数株主に交付される対価の妥当性が確保されているか、(d)上記(a)乃至(c)及びその他の事項を前提に本取引が当社の少数株主にとって不利益であるか否か(総称して、以下「本諮問事項」といいます。)について諮問いたしました。

特別委員会は、2019年8月30日から同年10月8日までの間に合計5回開催され、本諮問事項に関して、慎重に協議及び検討を行いました。

具体的には、特別委員会は、当社より提出された各資料に基づき、当社から、バンダイナムコの提案内容、本取引の目的、本取引に至る背景、本取引により向上することが見込まれる当社の企業価値の具体的内容、当社の事業計画、本取引の条件及びその決定プロセス等について説明を受けるとともに、これらに関する質疑応答を行い、また、バンダイナムコとの交渉の各局面においては、当社に対して助言を行いました。また、特別委員会は、バンダイナムコから、本取引の概要、本取引に至る背景、本取引の目的、本取引後の経営方針、本取引の諸条件等について説明を受けるとともに、質疑応答を行いました。さらに、特別委員会は、AGSより、当社普通株式の価値評価についての説明を受け、これらに関する質疑応答を行うとともに、TMIより、本取引の手続面における公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置の内容について説明を受け、これらに関しても質疑応答を行っております。

特別委員会は、かかる手続を経て、本諮問事項について慎重に協議及び検討を重ねた結果、2019年10月8日付で、委員全員一致の決議により、当社の取締役会に対し、以下の内容の本答申書を提出いたしました。

(i) 本取引の目的の正当性

エンターテインメント市場は、技術の進化や顧客嗜好の変化のスピードが一層加速しており、グローバル市場における競争もさらに激化することが予想される。かかる認識の下、バンダイナムコは、バンダイナムコグループが中期計画に掲げる重点戦略である「IP軸戦略のさらなる進化」、「ALL BANDAI NAMCOでの成長」をより確実かつスピーディーに進めるため、当社のライツ事業における主力IPである「機動戦士ガンダム」シリーズについて、事業のスピードアップやグローバル市場での事業拡大に向けた取り組みが必要と判断している。また、既存事業だけでなく、新規IP創出に向けた取り組みについても、バンダイナムコグループが取り組んでいる新規IP創出強化との親和性が高いことから、バンダイナムコグループのエンターテインメント分野における多彩な事業領域との連携・連動により、最適なIPを創出・展開することによるシナジーが期待できると判断している。上記のような客観的な環境、状況、バンダイナムコの認識に基づき、バンダイナムコは、当社を完全子会社化することにより当社の企業価値の向上とグループ全体の収益基盤の強化が図れるとの結論に至った。

当社を完全子会社化することにより、具体的には、(i)以前からバンダイナムコと当社と共同で展開・運用してきた当社のライツ事業における主力IPである「機動戦士ガンダム」シリーズについて、バンダイナムコグループとしてさらなる連携強化を目指す、(ii)製作、許諾、生産、販売の一連のバリューチェーンをより強固なものとする、(iii)当社の経営判断の一層の迅速化を実現することにより、「機動戦士ガンダム」シリーズのIPとしての価値を最大化することが可能となり、バンダイナムコと当社との事業に関してシナジーが期待されている。

また、バンダイナムコは、上記のような期待シナジーを実現するため、(i)統一的かつ迅速な意思決定に基づき連携した事業展開の実現、(ii)中長期的な視点での経営の必要性（有力IP創出及びその事業収益化までには長期間を要することに加え、有力IP創出及びその事業収益化の実行等に際しては、一時的な収益悪化が生じうる）、並びに(iii)情報等の伝達及び管理の円滑化・容易化を図るとの考えのもと、当社を非上場化することが必要不可欠であると判断した。

本公開買付けを含む本取引の意義及び目的に係る当社による説明には、いずれも不合理な点はなく、合理的な検討の結果と認められる。また、特別委員会は、バンダイナムコに対するインタビューを実施し、大要、①バンダイナムコから見た本取引の目的・意義、②本取引のスキーム選択の理由、③本取引実行後の経営方針、④従業員の取り扱いについて説明を受けたが、特に指摘すべき問題点や懸念は見当たらなかった。

以上を踏まえると、本取引の目的につき公正性を疑わせる事情は認められず、本取引により企業価値の向上が見込まれるとの当社の説明も合理的と考えられ、特別委員会は、本取引の目的は正当であると判断するに至った。

(ii) 本取引に係る交渉過程の公正性

(a) 当社は、バンダイナムコ及び当社からの独立性が認められるAGS及びTMIから助言等を受けながら、当社の少数株主にも配慮しつつ、当社の企業価値向上については株主共同の利益の観点から、当社の事業計画の策定及びこれに基づく企業価値の算定並びに本取引の目的の整理、本取引における各種手続を公正に進めるために必要な事項等に加え、本取引の一連の手続の公正性といった点についても慎重に検討しているものと認められ、特に指摘すべき問題点や懸念は見当たらなかった。(b) 当社は、バンダイナムコとの間で、2019年7月中旬より、多数回にわたって本取引についての協議及び検討を重ね、本公開買付価格の決定に至るまでの当社によるバンダイナムコとの協議、検討及び交渉について指摘すべき点は認められないものとする。(c) 当社は、バンダイナムコ及び当社から独立した第三者算定機関であるAGSに価値算定を依頼しており、AGSは、当社の事業の現状を反映した最新の事業計画(スタンドアローン・ベース)等の資料の提供を受け、それらの情報を踏まえた一定の前提条件の下で、市場株価法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて当社普通株式の1株当たりの株式価値の分析を行い、当社普通株式価値算定書を2019年10月8日付で当社に提出している。(d) 当社は、本取引に関する意思決定過程等における透明性及び合理性を確保するため、バンダイナムコ及び当社から独立したリーガル・アドバイザーであるTMIを選任し、TMIから、本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本取引に関する意思決定の留意点について、日本法の観点から、法的助言を得ている。(e) 2019年10月9日開催の当社取締役会に当社取締役5名(うち社外取締役2名)のうち那須勇太氏を除く全ての取締役が審議及び決議に参加し、同氏の審議及び決議への不参加は、同氏が創業者株主の長男であるため利益相反の疑いを回避し本取引の公正性を担保するために配慮したものである。(f) バンダイナムコは、公開買付期間を2019年10月10日から同年11月25日までの30営業日に設定し、これは金融商品取引法に定められた公開買付期間の最短期間(20営業日)よりも長い期間であるが、その趣旨は、当社の株主に本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、バンダイナムコ以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の公正性を担保することを企図したものと考えられ、上記公開買付期間は妥当であると考えられる。また、バンダイナムコ及び当社の間には、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意は存在しないものと認められる。(g) 本公開買付けの成立後、当社の完全子会社化を目的に、当社普通株式の全ての取得を目的とした手続として株式売渡請求又は本株式併合の実施が予定されており、本公開買付けが成立した場合に、本公開買付けに応募しなかった当社株主に対しては、最終的に金銭を交付することが予定されており、かつ、当社株主に交付される金額は、本公開買付けに応募した当社株主に交付される金額と実質的に同額になることが予定されている。

以上を踏まえると、本取引に係る交渉過程の手続には公正性が認められる。

(iii) 本取引により当社の少数株主に交付される対価の妥当性

AGSは、バンダイナムコ及び当社から独立した第三者算定機関であり、本取引に特別の利害関係を有していない。当社普通株式価値算定書によれば、当社普通株式1株当たりの株式価値は、市場株価法で1,862円から1,954円、類似会社比較法で2,518円から2,770円、DCF法で2,967円から3,247円と算定されている。本公開買付価格である3,100円は、上記算定方式による結果のうち最も高い価格帯を示しているDCF法に基づく株式価値の価格帯に収まっている。特別委員会は、AGS及び当社の各担当者から、株式価値評価に用いられた算定方法の他、当社普通株式の価値算定に関する評価手法、類似会社比較法における類似会社の選定方針(特に、会社規模・時価総額、株価形成過程、特殊要因の排除の必要性について)、前提条件及び算定経緯等についての説明を受け、議論・検討したが、特に不合理な点は認められなかった。

以上を踏まえると、本取引により当社の少数株主に交付される対価が決定されるプロセスについて指摘すべき問題点は特にない。

(iv) 本取引が当社の少数株主にとって不利益であるか否か

上記(i)乃至(iii)及びその他の事項を検討の結果、本取引は当社の少数株主にとって不利益なものではないとの結論に至った。

⑤ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議のない旨の意見

当社は、本公開買付価格を含む本取引の諸条件について、2019年7月中旬にバンダイナムコの代表取締役社長である田口三昭氏を通じて、バンダイナムコの意向として提案を受けて以降、AGSから当社普通株式の株式価値算定に係る中間報告及び財務的見地からの助言、及びTMIからの法的助言を得るとともに、交渉の各局面においては、特別委員会から助言を受けつつ、2019年8月30日から同年10月8日までの間に、バンダイナムコとの間で継続的に協議・交渉を重ねました。

かかるバンダイナムコとの協議・交渉の過程において、当社の取締役会は、AGSから同年10月8日付で取得した当社普通株式価値算定書及びTMIから得た法的助言を踏まえた上で、特別委員会から同年10月8日付で提出を受けた本答申書の内容（詳細については、上記「④ 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。）を最大限尊重しながら、本取引に関する諸条件について慎重に協議及び検討を行いました。

以上のほか、2019年10月9日付当社プレスリリースの「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「③当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の経緯及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、当社は、2019年10月9日開催の取締役会において、当社の取締役5名（うち社外取締役2名）のうち、那須勇太氏を除く全ての取締役が審議及び決議に参加し、決議に参加した全ての取締役の全員一致により、本公開買付けに関して賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することを決議いたしました。

また、当社の取締役会に参加した当社の監査役3名は、当社の取締役会が、本公開買付けに関して賛同の意見を表明し、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨することについて、全員一致により異議がない旨の意見を述べております。

なお、当社の取締役のうち、那須勇太氏は、応募予定株主である創業者株主の長男であるため、利益相反の疑いを回避し、本取引の公正性を担保する観点から、当社の上記取締役会における審議及び決議には参加しておらず、当社の立場において、本取引に関する検討及びバンダイナムコとの協議及び交渉にも参加しておりません。

⑥ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

バンダイナムコは、当社との間で、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意を一切行っておりません。

また、バンダイナムコは、本公開買付期間を、法令に定められた最短期間である20営業日より長い30営業日に設定しているとのことです。バンダイナムコは、公開買付期間を比較的長期に設定することにより、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、当社普通株式についてバンダイナムコ以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の公正性を担保することを企図しているとのことです。

4. 今後の見通し

上記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の

「(3) 上場廃止となる見込み」に記載のとおり、本株式併合の実施に伴い、当社普通株式は上場廃止となる予定です。

## 5. 支配株主との取引等に関する事項

### (1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

バンダイナムコは、当社の支配株主であるため、本株式併合に係る取引は、支配株主との重要な取引等に該当します。

当社が、2019年12月4日に開示したコーポレート・ガバナンスに関する報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に関する本取引における適合状況は、以下のとおりです。

当社は、本公開買付け及び本株式併合を含む本取引に関して、上記「3. 本株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載のとおり、①独立した第三者算定機関から株式価値算定書を取得し、②独立した法律事務所からの助言を受け、③意思決定の恣意性を排除し、当社の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として特別委員会を設置の上、本取引は少数株主に不利益ではない旨を内容とする本答申書を取得し、④当社における利害関係を有しない取締役全員及び監査役全員の承認を得ており、当社の意思決定における支配株主からの独立性は十分に確保しており、上記指針に適合していると考えております。

なお、2019年12月4日に開示したコーポレート・ガバナンスに関する報告書で示している「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」は以下のとおりです。

「当社が株式会社バンダイナムコホールディングスと取引を行う場合、商取引上の一般的な取引条件及び同社以外の同種企業との取引と同様の条件に従い、双方協議の上、合理的に取引条件を決定しており、これにより少数株主に不利益をもたらすようなおそれはありません。」

### (2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記「3. 本株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」をご参照ください。

### (3) 当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社は、2019年10月8日、特別委員会より、本公開買付け（当社の賛同及び応募推奨を含みます。）及び本株式併合を含む、本取引は少数株主に不利益ではない旨を内容とする本答申書を入手しております。詳細は、上記「3. 本株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(4) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「④ 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。なお、本答申書は、本株式併合を含む本取引に関するものであることから、当社は、本株式併合の承認に際しては、支配株主と利害関係を有しない者からの意見を改めて取得しておりません。

## II. 単元株式数の定めの廃止について

### 1. 廃止の理由

本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は4株となり、単元株式数を定める必要がなくなるためです。

## 2. 廃止予定日

2020年3月1日（日曜日）

## 3. 廃止の条件

本臨時株主総会において、本株式併合に係る議案及び単元株式数の定め廃止に係る定款一部変更に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生することを条件といたします。

## III. 定款一部変更について

### 1. 定款変更の目的

本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社普通株式の発行可能株式総数は16株に減少することとなります。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は4株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社普通株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第7条（単元株式数）及び第8条（単元未満株式についての権利）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部は変更箇所を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株式	第2章 株式
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>64,000,000株</u> とする。	第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>16株</u> とする。
<u>(単元株式数)</u>	[削除]
第7条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。	
<u>(単元未満株式についての権利)</u>	[削除]
第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。	
<u>(1) 会社法第189条第2項各号</u>	

<u>に掲げる権利</u> <u>(2) 会社法第166条第1項の規</u> <u>定による請求をする権利</u> <u>(3) 株主の有する株式数に応</u> <u>じて募集株式の割当て及</u> <u>び募集新株予約権の割当</u> <u>てを受ける権利</u>	
第 <u>9</u> 条～第 <u>45</u> 条 (条文省略)	第 <u>7</u> 条～第 <u>43</u> 条 (現行どおり)

3. 定款変更の日程

2020年3月1日（日曜日）（予定）

4. 定款変更の条件

本臨時株主総会において、本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生することを条件といたします。

以 上